

🐾 困った時の解決方法 🐾

その1 民間事業者のサービスを利用したり、動物病院などで専門的なアドバイスを受けたりしてみましょう

年齢を重ねると、今まで当然できていたことも負担になってくる場合があります。飼い主自身の体力や能力に合わせ、民間事業者を利用することを検討してみましょう。また、ペットの介護を一人で頑張らず、ときには、専門家に相談してみましょう。

◆ 民間事業者のサービスを利用する

ペットシッターは、飼い主の自宅を訪問し、飼い主の代わりに散歩などのペットの世話をを行います。

トリミングサロンは、シャンプーや被毛のカットなどを行います。爪切りや毛玉取り、耳掃除なども頼めます。送迎してくれるところもあります。

利用料金は、ペットの種類や大きさによって異なります。

民間事業者のサービスや店舗などは、電話帳、情報誌、インターネットなどで探すことができます。



◆ 動物病院に相談する

かかりつけの動物病院で、介護のポイントや注意点についてアドバイスをもらいましょう。往診や、ペットの介護が大変な時の短期入院の相談に応じてくれる動物病院もあります。



その2 一時的な預け先を見つけておきましょう

ケガや病気で飼い主が突然入院しなければならない場合などに備え、ペットの一時的な預け先を見つけておきましょう。

◆ 親戚、ご近所、友人などに頼む

飼い主と親しく、ペットもよくなついている預け先があれば安心です。ペットのことをもっとよく知ってもらえるように、普段からのコミュニケーションを大切にし、いざというときにペットの世話や預かりをお願いできる関係を築いておきましょう。



◆ ペットホテルを利用する

ペットホテルでは、預かる動物にワクチン接種済などの条件を決めていることがほとんどです。あらかじめ、預けるための条件や料金、移動手段を確認しておくといよいでしょう。

ペットホテルを併設している動物病院もあります。



前もって準備しておきたいこと

- 預け先が困らないように、普段からのしつけ、ノミ・ダニ予防やワクチン接種が必要です。
- ペットの食べ物や性格などをメモしておき、預ける際に渡しましょう。
- ペットが不安にならないよう、短時間預かってもらうことを繰り返すなど、ペットを預け先に慣らす練習をしておくとい安心です。
- 犬と猫以外の動物を預かるペットホテルは少ないので、早めに探しておきましょう。

その3 新しい飼い主にゆだねることも考えましょう

ペットを幸せにするには、体力も経済力も必要です。ペットを飼うために無理をすることは、飼い主にもペットにもよいことにはなりません。ペットが幸せに暮らせるよう、新しい飼い主を見つけてあげるのも、愛情の一つです。

◆ 新しい飼い主を自分で探す

かかりつけの動物病院に相談する方法や、町会やスーパーの掲示板などに飼い主募集の貼り紙を貼らせてもらうという方法もあります。

新しい飼い主候補が見つかったら、必ず一度会って、ペットとの相性なども確かめておきましょう。自分で新しい飼い主を探すことで、手放した後も安心できます。



◆ 動物愛護ボランティア（動物愛護推進員など）に相談する

ペットの性格などを見極め、ホームページ上で紹介するなど、飼い主探しに協力してくれるボランティアの方もいます。新しい飼い主が見つかるまでには時間がかかるので、信頼できるボランティアの方を早めに見つけておくことをおすすめします（12ページ参照）。



新しい飼い主に安心して飼ってもらえるよう、日頃からの健康管理としつけも大切です。

◆ 老犬・老猫ホームなどで世話をしてもらう

ペットが亡くなるまで世話をしてくれる民間の事業者もあります。事業者によっては、ペットを預けた後も面会ができたり、近況を報告してもらえたりするところもあります。契約内容は様々なので、預ける前に施設等の見学をし、十分に説明を聞いて納得できる施設を選びましょう。

ペットと一緒に暮らせるサービスを探す

老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの中には、ペットと共に暮らすことができる施設もあります。

このような施設には、ペットが死亡した場合の火葬や、飼い主の具合が悪くなった場合のペットの世話を代行してくれるところもあります。

入居条件、費用などは様々ですので、施設の見学、規約などをよく確認し、ペットと自分に合った施設を選びましょう。

動物取扱業について

ペットシッター、トリミングサロン、ペットホテル、老犬・老猫ホームなどは「第一種動物取扱業」と呼ばれ、都道府県知事の登録が必要です。

これらの民間事業者を利用するときは、第一種動物取扱業の登録のあるお店であることを確認しましょう。

登録されているお店は、標識や登録証を店内に掲示しています。

〈標識見本〉

第一種動物取扱業者標識	
①氏名又は名称	東京太郎
②事業所の名称	□□ペットホテル
③事業所の所在地	東京都△△区▲▲
④第一種動物取扱業の種別	保管
⑤登録番号	**東京都*****
⑥登録年月日	令和○年○月○日
⑦有効期間の末日	令和●年●月●日
⑧動物取扱責任者	東京花子

その4 ペットについて相談してみましょう

行政機関などでも、ペットに関する相談を受け付けています。

◆ 東京都動物愛護相談センター

動物愛護相談センター本所（電話番号：(03) 3302 - 3507）、多摩支所（電話番号：(042) 581 - 7435）では、ペットに関する相談を受け付けています。また、新しい飼い主探しの助言や協力をお願いできるボランティア団体を紹介しています。

なお、どうしても飼いきれなくなり、新しい飼い主を見つけられない場合には、犬と猫の引取りを行うこともありますが、事前相談が必要です。

◆ 東京都動物愛護推進員

動物愛護推進員は、動物愛護と適正飼養の普及啓発を行うボランティアで、ペットの飼い方やしつけ方の相談に応じたり、動物の保護、新しい飼い主探しのお手伝いをしたりするなどの活動を行っています。動物愛護の推進に熱意と識見を有する方々の中から、都知事が委嘱しています。ペットに関して困ったことがあったら、動物愛護推進員に相談してみてもいいかもしれません。



動物愛護推進員は、東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課（電話番号：(03) 5320 - 4412）でご紹介しています。

◆ 区市町村の窓口

区市町村（役所や保健所）でもペットに関する業務を行っており、ボランティアの紹介、しつけ方教室やペット相談会を開催している場合があります。

その5 ペットの“万が一”に備える

多くのペットは人よりも早く歳をとり、飼い主はペットの最期を見届けることとなります。かけがえのないペットが最期を迎える際に、飼い主としてどのようなことができるのか、考えておきましょう。

◆ 治療

ペットの死因は、悪性腫瘍や心臓病、腎不全など様々であり、それに対応するための獣医療も日々進歩しています。また、延命目的の治療のほか、苦痛を軽減し生活の質を向上させるための終末期医療（ターミナルケア）など、治療の考え方も多様化しています。ペットのためにどのような獣医療を選ぶのか、かかりつけの動物病院とよく相談して決めましょう。



◆ 看取り

ペットの死は辛く、悲しいことですが、看取りは飼い主がペットに愛情を注ぐことのできる最後の機会です。ペットが幸せな最期を迎えられるように、残された時間をどのように過ごすか、よく考え、悔いのない選択をしましょう。

ペットロス

「ペットロス」とは、ペットを亡くした飼い主の体験や、それによる悲しみのことを言い、決して珍しいことではありません。悲しい気持ちを人に聞いてもらったり、十分な休養をとったりするなど、一人で抱え込まず、無理をせずにペットの死と向き合しましょう。

その6 飼い主の“万が一”に備えましょう

突然の事故や病気などで、ペットとの暮らしが急転してしまうかもしれません。

万が一ペットより先に死亡した場合などに備えて、ペットのことを十分に考えておきましょう。



◆ ペットのための遺言を残す

ペットのために遺言書を残しておくこともできます。弁護士や行政書士などに相談して、ペットを誰に託すか、ペットのためにどのように財産を残すかなどを整理し、法的に有効な遺言書を作っておきましょう。また、ペットを他の人に譲り、飼育を託したいと思っている場合には、譲りたい相手から承諾を得ておくことも大切です。



◆ ペットのための信託を利用する

ペットのために信託会社へお金を預けておき、いざとなったら、そのお金をペットのために使用することができる仕組みがあります。飼い主は、あらかじめ、ペットの世話を誰にしてもらおうか決めておきます。預けたお金は、ペットのために使われます。



遺言や信託については、弁護士、司法書士、行政書士、保険会社に相談してみましょう。区市町村の法律相談窓口などを利用するのもよいでしょう。